

入札談合等関与行為に関する 調査・改善措置報告書

令和8年6月23日

首都高速道路株式会社

第1 本調査及び検討の経緯

1 本調査の経緯及び体制

当社が一般競争入札の方式によって発注する道路清掃業務（以下「本件道路清掃業務」という。）に関し、公正取引委員会は、入札参加者が共同して受注業者を決定し、同受注予定者が受注できるようにしている独占禁止法違反の疑いがあるとして調査に着手し、2025年9月30日、当社に対する立入検査が実施された。これを受け、翌10月1日に社内に設置されている第三者委員会である入札監視委員会が開催され、「事実の調査の実施及びその結果の報告」を求める旨の決議がされた。当社は同決議を受けて部長級社員2名と弁護士3名で構成される「調査チーム」を編成し、同チームによる社内調査を開始した。

その後、2026年4月22日、本件道路清掃業務の入札に関し、公正取引委員会により、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして入札参加者4社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令が行われるとともに、当時の当社社員が、非公表の予定価格に関する情報等を教示していた行為が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）に規定する入札談合等関与行為と認められるとして、当社は同日付けで同法第3条第2項に基づく改善措置要求を受けた。

これを受け、当社は、同日付けで代表取締役社長を本部長とする「道路清掃談合事案に係る再発防止対策本部」を新たに設置し、入札談合等関与行為防止法第6条の規定に基づき、役員1名及び部長級社員2名の合計3名を「指定職員」とし、事実関係の調査及び再発防止策の検討を行う体制を構築した。また、当該調査の実効を確保し、公正性を担保するため、弁護士7名を「調査担当弁護士」（別紙1）として委嘱し、「指定職員」と合わせて「調査特別チーム」を編成した。加えて、調査及び検討の客観性、公正性を担保するため、外部の有識者により構成される「道路清掃談合事案に係る再発防止対策有識者委員会」（委員長：林眞琴弁護士、委員：加毛修弁護士、高野伸栄北海道大学名誉教授 以下、「有識者委員会」という。）を設置し、本調査に対する指導、助言、監督を依頼するとともに、同委員会から今後の当社の業務のあるべき姿、その方向性について

て、各委員の豊富な知見を基礎とした大所高所からの提言をいただくこととした。（別紙1）

なお、上記の全ての有識者及び弁護士は、調査及び検討の客観性、公正性を確保する観点から、いずれもこれまで当社との接点が一切無い方々に就任いただいた。

2 公正取引委員会による改善措置要求

今回の改善措置要求において、入札談合等関与行為として公正取引委員会に摘示された事実の概要は以下のとおりである。

- ① 当社東京西局点検・補修推進課長は、2017年に行われた本件道路清掃業務の入札において、入札参加者のうち特定の事業者の従業員に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報を教示していた。
- ② 当社技術部工事安全推進課長は、2019年に行われた本件道路清掃業務の入札において、入札参加者のうち特定の事業者の従業員に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報を教示していた。
- ③ 当社東京西局保全管理課保全管理司令は、2021年に行われた本件道路清掃業務の入札において、入札参加者のうち特定の事業者の従業員に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報を教示していた。
- ④ 当社東京西局点検・補修推進課長は、2023年に行われた本件道路清掃業務の入札において、入札参加者のうち特定の事業者の従業員である当社の退職者に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に係る積算基準に関する情報を教示していた。

なお、①から③の入札談合等関与行為の行為者は、全て同一人物である（後述）。

3 調査の概要

本調査は、指定職員をはじめとする関係社員及び調査担当弁護士で構成される「調査特別チーム」が中心となり、役員及び社員（以下「社員」と総称する。）のうち、前記の4件行為に関与した可能性がある者、道路

清掃業務の発注手続に関与した社員及びそれぞれの当時の上司のほか、同種業務を担当した経験のある社員（協力を得られた退職者を含む。）、業者の関係者等、合計 60 名からヒアリングを実施するとともに、これらの者を含む道路清掃業務を担当した経験のある社員全員（合計 110 名）について 2017 年以降のメールの内容についてデジタルフォレンジック調査を行った。この他、本件以外の違法・不適正事案の有無を調査するため、当社の全社員等（合計 1,389 名）に対するアンケート調査を行うとともに、協力が得られた範囲で受注業者に対するヒアリング調査、質問票等による書面調査を行った。

本調査に当たっては、入札談合等関与行為防止法第 3 条第 5 項等に基づき公正取引委員会から資料の提供を受けた。

第 2 調査の結果

1 当社の概要等

(1) 当社の概要

当社は、2004 年 6 月 2 日に成立した高速道路株式会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法に基づき、1959 年設立の首都高速道路公団に代わる組織として 2005 年 10 月 1 日に設立された株式会社であり、首都高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等を事業目的としている。

当社の株式は、財務大臣が 49.99%、東京都が 26.72%、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市及び千葉県がその余を保有している。当社は、入札談合等関与行為防止法の定める入札談合等関与行為が適用される特定法人に該当する（同法第 2 条第 2 項、同条第 5 項、高速道路株式会社法第 1 条、第 3 条等）。

(2) 維持修繕等に関するグループ会社の概要

当社は、料金収受、交通管理、維持修繕、保守点検及び用地管理をグループ会社に発注している。これらのうち維持修繕を行うグループ会社としては、

首都高技術株式会社

首都高メンテナンス西東京株式会社

首都高メンテナンス東東京株式会社

(以下「首都高メンテ東東京」という。)

首都高メンテナンス神奈川株式会社

(以下「首都高メンテ神奈川」という。)

首都高電気メンテナンス株式会社

首都高E T Cメンテナンス株式会社

首都高施設メンテナンス株式会社

があり、これら各社はいずれも当社の100%子会社である。

2 契約制度

(1) 法令の定め等

当社が行う入札及び契約手続については、会計法等の適用はないが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第2条、同法施行令第1条第1号所定の「特殊法人等」に該当し、同法及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の適用を受ける。入契法においては、「基本となるべき事項」として、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること、④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること、⑤契約された公共工事の適正な施工が確保されること、が基本的事項として挙げられている（入契法第3条）。

入札及び契約手続業務に関する事務取扱い等については、社内規則として、契約規則（平成17年10月1日社則第15号）、同実施準則（平成23年2月8日準則第1号）及び同実施細則（平成24年3月30日財務部細則第2号）（以下、それぞれ「規則」、「準則」、「細則」といい、これらを併せて「規則等」という。）を定めており、それぞれの工事発注方式等に関しても、これらの規則等に基づき、実施することとしている。

(2) 主な工事契約方式

道路清掃業務に係る契約に関しては、次に掲げる方式から、その目的に従い最適な方式を選択するものとしている（準則第5条等）。

- ① 一般競争
- ② 指名競争
- ③ 企画競争
- ④ 交渉合意契約
- ⑤ 随意契約
- ⑥ せり
- ⑦ その他の方式

また、①の一般競争の方式については、規定上以下のように分類している（準則第20条）。

- a 一般競争入札
- b 技術提案評価方式
- c 施工能力確認方式
- d 公募型総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）
- e 公募型総合評価決定方式（技術提案タイプ）
- f 総合評価方式
- g 見積活用方式（公募型）

(3) 道路清掃業務における契約方式

当社が発注する道路清掃業務に関しては、「工事」契約に分類され（準則第2条第5号）、企画競争（上記③）及びせり（⑥）は「工事」契約の対象外であり、また、その業務の規模に照らし、その他の方式（⑦）にも該当しない。

また、上記の各方式のうち一般競争入札によらない指名競争入札（②）や、競争によらない交渉合意契約（④）及び随意契約（⑤）については対象案件に一定の条件が定められており（準則第25条第2項、第48条第2項、第49条第2項、第60条第2項）、当社の規則上、道路清掃業務は当該条件に該当しないこととなるため、一般競争入札に付することが原則となる。

その上で、道路清掃業務については、品確法に基づき総合評価方式を採用することが求められていること、また、技術提案が必要な業務ではないことなどから、一般競争入札（①）のうち施工能力確認方式（③）によることとしている。この際、入札参加希望者を公募して参加表明書及び技術資料の提出を求め、それらの資料を審査して当該競争に係る競争参加資格を確認し、入札価格と価格以外の要素たる技術評価を総合して落札者を決定する方式により行うものとしている（準則第 22 条の 2）。

3 道路清掃業務の概要

(1) 道路清掃業務の概要

当社が発注する道路清掃業務は、首都高速道路及び近接した街路において、標識車等を用いて交通規制を行い、年間を通じて道路清掃を行うとともに、冬季においては積雪凍結対策（当該地区の除雪、排雪及び凍結防止対策に関する作業をいう。）を行うものである。道路清掃には、路面のほか、排水桝、排水管、トンネル、付属施設の清掃業務が含まれる。

道路清掃業務は、路線別に指定する工事实施曜日・時間帯に実施するものとしており、高速道路上における保安規制については、当社が定める「高速道路上工事の保安施設実施要領」に従い、実施するものとしている。

(2) 道路清掃業務の所管

首都高速道路は、東京西局(以下「西局」という。)、東京東局（以下「東局」という。）及び神奈川局により、それぞれが管轄する地域ごとに管理されており、道路清掃業務もそれぞれの地域を管轄する局が所管している。

西局、東局及び神奈川局では、現在、以下の 6 地区に分けて道路清掃業務を発注している。

① 西局

- a 都心環状線（江戸橋 JCT～浜崎橋 JCT～霞が関）、1号羽田線、1号上野線、2号目黒線、3号渋谷線、中央環状線（大井 JCT～西新宿 JCT）（以下「東京 a 地区」という。）
- b 都心環状線（霞が関～竹橋 JCT～江戸橋 JCT）、4号新宿線、5号池袋線、中央環状線（西新宿 JCT～江北 JCT）、埼玉大宮線、埼玉新都心線（以下「東京 b 地区」という。）

② 東局

- a 6号向島線（江戸橋 JCT～両国 JCT）、7号小松川線、9号深川線、10号晴海線、11号台場線、湾岸線（高谷～多摩川）、高速湾岸分岐線（以下「東京 c 地区」という。）
- b 6号向島線（両国 JCT～堀切 JCT）、6号三郷線、川口線、中央環状線（江北 JCT～葛西 JCT）（以下「東京 d 地区」という。）

③ 神奈川局

- a 横羽線、三ツ沢線、狩場線、大黒線、湾岸線（多摩川～幸浦）、川崎線、横浜北線（以下「神奈川 a 地区」という。）
- b 横浜北線、横浜北西線（以下「神奈川 b 地区」という。）

なお、2022年5月、西局と東局の管轄区域を変更したことに伴い、もともと西局管内であった東京 b 地区は、西局と東局にまたがる区域となり、東京 b 地区の発注については、2023年以降は、西局と東局が持ち回りで担当することとし、2023年は東局が、2025年は西局がそれぞれ入札等の発注業務を実施している。

また、東京 a 地区、東京 b 地区、東京 c 地区、神奈川 a 地区は、それぞれ、一般競争入札施工能力確認方式で発注され、落札した業者（当社と資本関係のない業者）との間で契約を締結しているが、東京 d 地区及び神奈川 b 地区に関しては、現在、それぞれ当社の 100%子会社である首都高メンテ東東京、首都高メンテ神奈川に発注等の事務を委託し、これら子会社が公募型体制評価・価格交渉により業者へ業務を発注等している。これは、2019年3月20日の取締役会において、道路清掃業務については、グループ会社の業務範囲として位置付けることとされ、「グループ化により、グループ会社が当社仕様の清掃資機材や当社特有の清掃ノウハウを保有し、継続的で確実な清掃業務を遂行できる体制とな

る。」、「2019年度の道路清掃業務契約の更新時から一部開始する。」などの内容を決議した上で実施したもので、首都高メンテ東東京には、2019年から、首都高メンテ神奈川には、新規に当該路線が開通した2021年から事務委託を行っている。その契機は、東京d地区を受注していたX社が、清掃を実施していないにもかかわらず実施したのとして請負代金を受領していたことが発覚し、同社が競争参加資格を失ったことにあった。

(3) 道路清掃業務における契約手続の流れ

当社の道路清掃業務の発注（子会社へ事務委託している東京d地区及び神奈川b地区を除く。以下「本件各発注」という。）に当たっては、上記のとおり一般競争入札施工能力確認方式が採用されており、その手続の流れは、概要、以下のとおりである（詳細は、別紙2「道路清掃業務フロー」参照）。

まず、西局における点検・補修推進課、東局及び神奈川局における土木保全設計課において発注内容が決定され、設計（積算）書が作成される（同フロー①）。これら担当課における施行決裁の段階で決定される設計金額が入札予定価格となる。

次に、技術審査会（同フロー②）、契約手続審査会（同フロー③）の段階で、発注方式、参加資格要件、発注内容が決定され、これらを踏まえ、発注決裁（同フロー④）を経て公募手続に進むこととなる。

公募に当たって入札参加の主な要件としては、

ア 競争参加資格の「道路清掃」に係る認定を受けている者のうち¹、清掃に必要な特殊な機材を配置可能である単体であること

イ 断面交通量が1日当たり5万台以上の高速道路会社の管理する自動車専用道路又は1日当たり5万台以上の高速自動車国道で車線を規制して行う路面・排水柵・排水管の清掃及び積雪凍結対策業務の施工実績を有すること（工期が1年以上の業務の施工実績を有するものに限る。以下「5万台要件」という。）

¹ 清掃業務の参加資格を有するのは、2026年5月1日現在で14社ある。ただし、これらの全てが5万台要件等を充足しているわけではなく、それらの要件を充足するのは、このうち5社程度となる。

ウ 入札参加希望者が配置を予定している清掃業務総括責任者が、5万台要件を充足する工事の責任者としての完工実績を有するとともに、工事実施能力を確認するための知識及び技術確認で適格になること

エ 配置する特殊な資機材等の数量及び調達方法を確認できる書面を提出すること

等が規定されている。

これに基づき、参加表明の受付（同フロー⑤）が開始され、試験（同フロー⑥）を実施し、さらに、技術審査会（同フロー⑦）、契約手続審査会（同フロー⑧）を経た後、入札が行われ、契約手続（同フロー⑨ないし⑪）を行うこととなる。

(4) 本件道路清掃業務の契約期間等

本件道路清掃業務の作業期間は2年間とし、基本的には、7月1日から翌々年の8月31日までの26か月間を契約期間としている。なお、最後の2か月間が翌期と重複しているのは、7月1日から8月31日までの期間を現場作業期間、現場作業前の1か月間を準備期間、現場作業完了後の1か月間を書類作成等の期間としていることによる。そのため、本件道路清掃業務に関する入札は、2年ごとに実施している²。

(5) 本件道路清掃業務の具体的発注状況等

① 本件道路清掃業務における予定価格の積算方法等

本件道路清掃業務は、単価契約工事によるとしている維持補修工事に分類されている。本件道路清掃業務の業務費は、直接工事費、間接工事費、一般管理費等、賠償責任保険料控除の4項目に大別しており、直接工事費等それぞれの工種に必要な費用項目を定め、その内訳ごとに、設定したそれぞれの数量や単価から計算して金額を算出し、その合計額を予定価格としている。なお、間接工事費、一般管理費、賠償責任保険料控除の金額は、直接工事費等から一定の計算式に基づいて算出

²2021年5月1日に西局・東局間で管轄区域の変更の予定があったことから2021年度の入札については、2021年5月又は6月末までを契約期間とし、2021年4月1日を契約の始期としている。

されるため、これらの金額は、直接工事費の金額に基づくものとなる。

入札に際しては、入札参加者等に対して、設計書のうち「単価」、「金額」等を空欄とした「金抜設計書」が公表される。金抜設計書や工事標準歩掛で数量や歩掛は明示されているので、業者は、単価を定め、これに基づき入札額を決定して入札する。当社においては入札後に工費内訳書の内容を公表しており、それにより、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の費目ごと及び工事費合計の予定価格は公になっている。また、設計書記載の単価に関しても、多くは公表等されている単価表、機械損料表、物価資料等に基づいていることから、予定価格の8割程度の内容は、公表された情報に基づいて積算が可能である。

また、受注者に対する実際の支払いは出来高に応じたものとなり、予定価格に対する落札価格の比率を設計書記載の単価に乗じて請負代金が支払われることとなるため、出来高の精算段階においては、出来高払いのベースとなる当該単価から、設計書の単価を把握できることとなる。

② 本件道路清掃業務の入札状況等

当社においては、従来は、入札に際しては、3者以上の入札参加を原則とし、入札参加希望者が3者に満たない場合は、原則として、追加公募又は再度公募を行う運用がされており、これは道路清掃業務の入札においても同様であった。しかし、その後、追加公募への応募者が少ない実態にあることや、最初の公募時に参加表明した者を入札参加者が3者に達するまで待機させることにより、入札参加者の配置予定技術者の拘束期間が長くなるなど受注機会の損失につながる可能性があること等を考慮し、2020年2月の契約手続検討委員会において、入札における当該運用の廃止の方針を決定し、準則等の改正を行って、2020年4月1日以降に入札公告等を行う工事から当該運用が廃止され、一者入札を許容する運用となった。これに伴い、道路清掃業務についても2021年の入札から同様の運用となった。

過去10年間（2015年以降）における入札・発注状況、入札参加者、落札業者等は以下のとおりである。

ア 発注地区

2015 年は、①西局の東京 a 地区及び東京 b 地区、②東局の東京 c 地区及び③神奈川局の神奈川 a 地区の 3 地区に分けて発注しており、2017 年は、①西局の東京 a 地区、②東京 b 地区、③東局の東京 c 地区及び東京 d 地区、④神奈川局の神奈川 a 地区 + 横浜北線の 4 地区に分けて発注した。2019 年以降 2025 年までは、いずれも①西局の東京 a 地区、②東京 b 地区、③東局の東京 c 地区及び④神奈川局の神奈川 a 地区 + 横浜北線³の 4 地区に分けて発注した。

イ 入札参加者

2015 年及び 2017 年は、①スバル興業株式会社（以下「スバル」という。）、②日本ハイウェイ・サービス株式会社（以下「日本ハイウェイ」という。）、③京葉ロードサービス株式会社（以下「京葉ロード」という。）、④首都ハイウェイサービス株式会社（以下「首都ハイウェイ」という。）及び⑤X 社の 5 社が入札に参加しており、2015 年は①と②及び③と⑤、2017 年は③と⑤が JV を結成して入札参加していた。

2019 年以降は、X 社が競争参加資格を失ったことから、①スバル、②日本ハイウェイ、③京葉ロード及び④首都ハイウェイの 4 社が入札参加していた。なお、2019 年度までは、「単体または 2 者で構成された共同企業体」が受注可能としていたが、2021 年度以降は、「単体」のみが受注可能とすることとなった。

ウ 落札者

2015 年は、

①東京 a 地区及び東京 b 地区を、日本ハイウェイ・スバルの JV

②東京 c 地区及び東京 d 地区を、京葉ロード・X 社の JV

③神奈川 a 地区を、首都ハイウェイ

2017 年は、

³ 横浜北線は、2020 年 3 月末まで含まれていたが、当該区間は 2020 年 4 月以降は神奈川 b 地区に変更されている。

- ①東京 a 地区を、日本ハイウェイ
- ②東京 b 地区を、スバル
- ③東京 c 地区及び東京 d 地区を、京葉ロード・X 社の JV
- ④神奈川 a 地区 + 横浜北線を、首都ハイウェイ

がそれぞれ落札した。

また、2019 年以降は、いずれの年においても

- ①東京 a 地区を、日本ハイウェイ
- ②東京 b 地区を、スバル
- ③東京 c 地区を、京葉ロード

④神奈川 a 地区 + 横浜北線（2020 年 3 月まで）を、首都ハイウェイがそれぞれを落札した。このように、概ね同じ地区の道路清掃業務を同じ入札参加者が落札する状況が継続している。

エ 入札参加者の入札状況等

上記各入札のうち、3 者以上の入札参加が必要とされていた 2019 年度入札までは、日本ハイウェイ、X 社、京葉ロード、首都ハイウェイ、スバルの 5 社のうちの 2 社が落札した地区以外の地区の道路清掃業務にも参加表明を行っており、いずれの地区の入札でも 3 者が入札への参加表明を行っていた。また、一者入札が許容された 2021 年度以降の入札では、2021 年度入札のうち、東京 a 地区、東京 b 地区は 1 者のみの入札であったが、東京 c 地区及び神奈川 a 地区は、落札者以外の各 1 者（京葉ロード、スバル）が辞退し、それぞれ 1 者の入札であった。なお、2025 年はいずれの地区の入札でも落札した 1 者のみが入札している。

このように、いずれの地区の入札においても、落札者以外の入札参加者は、入札を辞退したか、予定価格を超過する金額で入札を行っていた。

本調査を通じて、各入札参加者の次のような入札行動も把握することができた。すなわち、スバルが落札した 2019 年度の東京 b 地区におけるスバルの入札金額は、設計書の各費用項目（直接工事費 41 項目、間接工事費 1 項目、一般管理費 1 項目、賠償責任保険料控除 1 項目）がいずれも、一律設計金額の 98.5%となっていたほか、予

定価格を超過していた首都ハイウェイは、一律設計金額の109.6%、京葉ロードは、一律設計金額の111.8%となっていた。2023年度の東京r地区におけるスバルの入札額の設計金額との割合は各費用項目で一定となっていないが、予定価格を超過して入札した日本ハイウェイは、各費用項目全てが、スバルの入札価格の1.009989倍の金額となっていた。

ウ及びエに記載した入札の結果は、公正取引委員会が独占禁止法第3条の違反として認定するところに整合するものであった。

4 入札談合等関与行為にかかる調査の結果

(1) 調査について

前記のとおり、公正取引委員会による立入検査以降、本件に関し社内調査を行ってきたが、さらに、改善措置要求後、「道路清掃談合事案に係る再発防止対策本部」の下、調査特別チームを発足させて調査を行った。調査に当たっては、公正取引委員会による当社に対する改善措置要求において指摘された事実に関し、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第3条第5項の規定に基づき資料の提供を求め、その提供を受けて、その内容を精査した上で調査を行った。これらの調査の概要は下記のとおりである。

〈方法〉 ヒアリング

〈対象〉 入札談合等関与行為を行ったとされた社員 2名

〈内容〉 改善措置要求において指摘された事実等の確認、それ以外の事実の存否等に関する確認、改善措置策定のための事実確認

〈方法〉 デジタルフォレンジック調査

〈対象〉 道路清掃業務の発注事務（2017～2023）に関わった社員 110名

〈内容〉 入札談合等関与行為やその他違法・不適正行為が疑われるメールの抽出

〈方法〉 ヒアリング
〈対象〉 積算その他清掃業務に関与した経歴を有する社員、その他違法・不適正行為の端緒となる情報を把握し得る社員 54 名
〈内容〉 入札談合等関与行為への関与・寄与の有無・状況の把握、それ以外の事実の存否等に関する確認、本件道路清掃業務に関する事情及び認識

〈方法〉 記名式アンケート
〈対象〉 全社員・派遣社員 1,389 名
〈内容〉 入札談合等関与行為への関与の有無、他の違法・不適正事案の有無についての確認
アンケート実施時に、2026 年 4 月 22 日付けで社員宛に発出した社長メッセージ等の周知を併せて図った

〈方法〉 書面による調査
〈対象〉 道路清掃業者 4 社
〈内容〉 不当な取引制限、非公表の予定価格等の情報の入手等、業者側の行為に関する確認

〈方法〉 ヒアリング
〈対象〉 道路清掃業者の関係者 4 名
〈内容〉 不当な取引制限、非公表の予定価格等の情報の入手等、業者側の行為に関わる確認

(2) 本件関与行為について

これらの調査を行った結果、公正取引委員会による改善措置要求に記載された内容について、以下の事実が認められると判断した。

ア 2017 年に行われた東京 a 地区の道路清掃業務（道路清掃 29-1-1）に係る行為について

(ア) 認定事実

西局点検・補修推進課長のAは、本件道路清掃業務のうち2017年に行われた道路清掃29-1-1に係る入札において、入札参加者である日本ハイウェイのB事業所長であるC氏に対し、入札書の提出締切日前までに、同社が作成した工費内訳書の案に記載された金額が設計書の金額と乖離している項目を指摘するなどして、非公表の予定価格に関する情報を教示した。

(イ) 当該行為が行われた経緯

C氏は、道路清掃29-1-1に係る入札に際し、過去の業務を通じて旧知の関係にあったAに対し、同社が作成した工費内訳書の案を手渡し、その内容の確認を依頼した。

これを受けてAは、当該工費内訳書の案の内容を確認した上、C氏に対して、各項目中設計書の金額と乖離のある項目を指摘するなどして、その修正の必要性を示唆し、非公表の予定価格に関する情報を教示した。

イ 2017年に行われた東京b地区の道路清掃業務（道路清掃29-1-2）に係る行為について

(ア) 認定事実

西局点検・補修推進課長であったAは、本件道路清掃業務のうち2017年に行われた道路清掃29-1-2に係る入札において、入札参加者であるスバルのD事業所長であるE氏に対し、入札書の提出締切日前までに、同社の入札金額の案の予定価格に対する割合を記載したメールを送信するなどし、非公表の予定価格に関する情報を教示した。

(イ) 当該行為が行われた経緯

E氏は、道路清掃29-1-2に係る入札に際し、過去の業務を通じて旧知の関係にあったAに対し、スバルが作成した道路清掃業務29-1-2の入札に係る工費内訳書の案の内容を伝えた上、その内容の確認を求めた。

これを受けてAは、入札書の提出締切日前である同年6月15日、E氏に対して、「仮設備工」、「雪凍対策」、「道路清掃」、「土砂処分費」及び「高速道路計」という各項目それぞれについて

スバルが作成した上記工事内訳書の案に示された各項目の金額が設計書の金額の何パーセントとなっているかの割合を記載し、そのうち100%を上回るものには「×」、下回るものには「○」と記載をしたメールを送信し、非公表の予定価格に関する情報を教示した。

実際の入札においては、前記メールを踏まえ、「×」とされた項目の価格は抑制し、「○」とされた項目は100%近くに引き上げた上で入札がされたものと認められる。

ウ 2019年に行われた東京b地区の道路清掃業務（道路清掃2019-1-2）に係る行為について

（ア）認定事実

技術部工事安全推進課長に異動していたAは、本件道路清掃業務のうち2019年に行われた道路清掃2019-1-2に係る入札において、入札参加者であるスバルのD事業所長であるE氏に対し、入札書の提出締切日前までに、金額が記載された工費内訳書の写しを手渡し、非公表の予定価格に関する情報を教示した。

（イ）当該行為が行われた経緯

スバルのD事業所においては、道路清掃2019-1-2に係る入札に際し、これまで積算を担当していた社員が別の事業所に異動したことなどから、工費内訳書の作成作業が滞り、入札期限に間に合わない可能性が生じた。

そこで、E氏は、Aに対して、予定価格を教示するよう依頼した。Aは、E氏からの依頼を引き受けることとしたが、当時既に発注を担当する西局点検・補修推進課には在籍しておらず自ら直接的に予定価格に関する情報を入手することができない立場にあったことから、その目的を秘して、当時の西局点検・補修推進課長であったF氏に依頼し、同年6月6日、その不正な目的を知らない同氏からメールにより金入り設計書の工費内訳書等のスキャンデータを手にした。

その後、Aは、入札書の提出締切日前までに、金額が記載された工費内訳書を印刷した上、これをE氏に手渡しし、非公表の予定価格に関する情報を教示した。

なお、清掃業務 2019-1-2 の入札における各入札業者の入札価格は、前記のとおり、工費内訳書のいずれの費目についても設計書の金額と入札価格との比率が一律に、スバルについては 98.5%、首都ハイウェイについては 109.6%、京葉ロードについては 111.8%となった。

エ 2021 年に行われた東京 b 地区の道路清掃業務（道路清掃 2021-1-2）に係る行為について

(ア) 認定事実

さらに西局保全管理課保全管理司令に異動していた A は、本件道路清掃業務のうち 2021 年に行われた道路清掃 2021-1-2 に係る入札において、入札参加者であるスバルの D 事業所長である E 氏に対し、入札書の提出締切日前までに、同社が作成した工費内訳書の案に各費目の設計書の金額に対する割合を手書きしたものを手渡しして、非公表の予定価格に関する情報を教示した。

(イ) 当該行為が行われた経緯

スバルの D 事業所長である E 氏は、道路清掃 2021-1-2 に係る入札に向けて、自ら工費内訳書の作成を進めていたところ、入札金額を予定価格に近づけるため、再び A に相談することとし、A に対して工費内訳書の案を渡し、その確認を求めた。

これを受けて A は、E 氏の依頼を引き受けることとしたが、上記ウ(イ)と同様、当時既に発注を担当する西局点検・補修推進課には在籍しておらず自ら直接的に予定価格に関する情報を入手することができない立場にあったことから、その目的を秘し、当時の西局点検・補修推進課課長代理であった G に依頼し、その不正な目的を知らない同氏から金額が記載された設計書を受け取った。

その上で、A は、当該工費内訳書の案に記載された入札金額について、費目ごとに設計書の金額に対する割合を手書きした上で E 氏に手渡し、非公表の予定価格に関する情報を教示した。

オ 上記ア～エが行われた理由等

Aが関与したア～エに関し、Aは、その理由について、「入札を実施しているものの、結局はどこが受注するかは決まっているとの認識であった。業務上の相談事も受けていたため、その延長であった。現場を熟知した同一業者が受注することが望ましく、事業撤退をされないよう清掃業者の利益が確保されるほうがよいと思っていた。」旨を述べている。

カ 2023年に行われた東京b地区の道路清掃業務（道路清掃2023-2-2）に係る行為について

（ア）認定事実

西局点検・補修推進課長のHは、本件道路清掃業務のうち2023年に行われた道路清掃2023-2-2に係る入札において、当社退職者であり、かつ、入札参加者であるスバルの顧問であるI氏に対し、積算基準に関する情報を教示した。

（イ）当該行為が行われた経緯

スバルのD事業所長であるE氏は、道路清掃2023-2-2に係る入札に際しても、自ら工費内訳書の作成を進めていたが、ここにおいても予定価格に関する情報を入手したいと考えた。

もっとも、Aが、当時、既に当社を退職していたことから、E氏はスバルに在籍する当社退職者（2009年退職）であるI氏に対し、予定価格に関する情報の入手を依頼した。

道路清掃2023-2-2の発注は、東局土木保全設計課が設計書の作成等の発注業務を所管していたところ、I氏は、当該認識のないまま、以前から面識のあった西局点検・補修推進課長であるHに電話をした。Hは、道路清掃2023-2-2の設計書の詳細等は知悉していなかったところ、I氏の問いに対し、予定価格の教示には応じなかったものの、I氏から積算基準の変更の有無を尋ねられ、公表されている情報の範囲内と考え、変更はないとの自身の認識を伝える趣旨で、I氏に対し、これまでと同様の考え方に基づいて積算をすればよいのではないかなどと回答した。I氏は、Hの上記回答を受けて、E氏に対し、スバルの積算で問題ない旨伝えた。

(3) 上記(2)の各行為に関する監督者の認識について

上記(2)の各行為について、それぞれ当時の行為者を監督する上長等がこれらを認識していたことを伺わせる形跡は確認されなかった。

すなわち、ア～エはそれぞれA個人の判断により行われたものであり、ア及びイの行為に際して西局点検・補修推進課長であったAの上長はこれらの行為を認識していなかった。

また、ウ及びエの行為に際しても、F氏及びGはAから目的を秘して情報提供を依頼されており、F氏及びGは、利用目的を認識せず、他者に相談等もすることなく提供したもので、F氏及びGの上長は何らこれらに関する情報を得ておらず、認識していなかった。

オの行為についても、Hの上長は、I氏からの接触の事実についてHから報告を受けていないため、当該上長は当該行為を認識していなかった。

(4) その他の関与行為について

上記(2)以外に、問題となり得る行為を認める証跡は確認されなかった。

第3 改善措置について

1 はじめに

前記第2のとおり、道路清掃業務に関し、2017年から2023年までの4回の入札にわたり、入札の都度、違法・不適正な行為が行われていたことが認められており、当社の従前の防止策では不十分であったことを真摯に受け止める必要がある。特に、入札に参加する業者に対し、工費内訳書の写しをそのまま交付するという態様により情報提供が行われていること、予定価格に対する比率など相当具体的な情報が提供されていること、そのような情報提供が、担当部署から異動した後においても、その意図を秘して、前任者で現場実務に詳しいという自身の立場を利用し、業務上の必要があるかのようにして後輩の現担当者から関係資料を入手した上で行われたことなど極めて悪質である。一連のAの行為はコンプライアンスに関する極めて深刻かつ重大な問題であり、業者との関係の在り方そのも

のを見直すことはもちろんのこと、社内での情報管理の在り方に関しても見直すことが不可欠である。

加えて、外部から働きかけを受けた場合の社内における取扱いに関しても、明確にしておく必要がある。I氏からの架電に対してHは自分なりの規範意識をもって対処しようとしているが、個別の入札参加予定者たる事業者との間における入札に関するやりとりの存在自体が疑義を招く行為であることは否めない。この事案は、外部からの接触があった際に、個々の社員がとるべき具体的な対処方法が個人の判断に委ねられ、会社として統一し、実行できていなかったことの現れとして受け止めなければならない。

以上のような事実関係を踏まえ、今後これらと同様の行為が行われないうち、当該行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置として、当社として以下の措置を講じることとした。これらの措置を一つ一つ誠実かつ着実に実行していくことを通じて、今回の事案により損なわれた当社の信頼回復を図るとともに、コンプライアンス意識の醸成と関係する制度の充実により当社の業務が常に正常に執行されるようにし、これらを通じてお客さまに質の高いサービスを着実に提供できるよう真摯に取り組んでいく必要がある。

なお、今回策定した改善措置及び再発防止策は、公正取引委員会公表の「官製談合防止マニュアル」のチェックリスト各項目を漏れなく充足するよう策定されたものである。また、各施策の実施時期については、可及的速やかな実行を原則とし、以下、施策ごとに記載した時期に措置することを予定しており、その進捗については、引き続き継続する「道路清掃談合事案に係る再発防止対策本部」において管理・確認し、実行していくこととしている。

2 改善措置要求後に直ちに講じた措置

改善措置要求に際し、併せて公正取引委員会から、道路清掃業者の従業員と当社社員との接触制限について申し入れがあったことから、当社としては、2026年4月28日、道路清掃談合事案に係る再発防止対策本部長たる代表取締役社長から、直ちに以下の内容を全社員に対し指示した。

「発注業務に係る情報管理の徹底及び遵守事項等について」

(1) 情報管理の徹底

- ・ 非公開情報の漏洩の絶対禁止：設計金額（員数や単価等の内訳を含む）、予定価格、入札参加者名（数）又はその他未公表の情報を、当該情報が開示される前に第三者（入札予定者等）へ漏えいさせることは、いかなる理由があろうとも絶対に行ってはならない。
- ・ 書類・電子データの厳重管理：上記情報については、施錠可能なキャビネット等で厳重に保管すること。机上への放置は厳禁である。電子データについては、アクセス権限を厳格に設定すること。
- ・ 情報取扱い者の限定：上記情報を取り扱う社内関係者を限定し、情報セキュリティ管理者は、その管理が適切に行われているか、案件ごとに必ず確認を行うこと。

(2) 入札参加（予定）業者との接触に係る遵守事項

- ・ 不必要な接触の禁止：業務上の必要がない入札参加（予定）業者との一切の接触を禁ずる。
- ・ 複数名での対応：やむを得ず入札参加（予定）業者との接触を行う場合は、必ず複数名（2名以上）で対応すること。
- ・ 接触の場所：当社内のオープンな場所で行うこと。（外部の飲食店や業者の事務所での接触は避けること。）
- ・ 記録の作成：接触後は速やかに「対応記録（いつ、どこで、誰が、誰と、どのような内容）」を作成し、組織内で共有すること。

(3) 不当な要求等に関する通報

- ・ 非公開情報を第三者（入札予定者、OB、当該業務に関係のない社員等）から求められたときは、「お答えできません」とその場で明確に拒否すること。その後、直ちに部等の長、局長及び本部長へ報告すること（※職制では報告しにくい場合や緊急を要する場合は、アラームネット（内部通報制度）を活用すること。）
- ・ 上記報告の後、当該不正行為について、直ちに公正入札調査委員会に通報を行うこと。

「道路清掃業者の従業員との接触制限に関する指示」

(1) 接触制限の実施内容

道路清掃業務の入札において、入札参加確認通知の交付後から入札終了までの期間、当該入札に参加する道路清掃業者の従業員（当社OBを含む）と当社役員及び社員との接触の禁止。

(2) 接触禁止の例外

既存の契約に基づき、現在継続して行われている道路清掃業務の実施に不可欠な接触については、本制限の例外とする。ただし、その際に入札に関する情報交換を行うことは一切認められない。

(3) 取引先業者への要請

本接触禁止措置の実効性を高めるため、入札手続に関する「掲示資料」の交付と併せて、同内容を含むコンプライアンスの保持についての要請文を交付し、協力を求める。

<実施時期（スケジュール）>

実施済み

3 規則・組織等の整備

(1) 社員の規範の具体化と情報管理規定の整備、明確化

これまで、当社が定めた社員行動倫理規範において、「法令を遵守」することのみ規定され、就業規則において、禁止行為として「会社の利益を害すること」、「職務上知ることができた秘密を漏らすこと」などと記載があり、コンプライアンスマニュアルにおいても同趣旨の記載はされていたところであるが、いずれも抽象的な表現にとどまっていた。

入札等も含む秘密文書の管理については、「文書取扱準則」において、当該文書の処理に直接関係のある者以外の者には、その内容を漏えいしてはならないこと、文書管理者の許可を得ない限り、閲覧し、又は複製してはならないこと、保管は、当該文書の処理に直接関係のある者以外の者に漏えいしないよう厳重に行わなければならないことを定めるとともに、秘密情報全般について、「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ対策共通実施手順書」により、一般的なルールは定められかつ、コンプライアンスマニュアルにも記載しているところであるが、秘密とすべき契約情報の定義が具体的に記載されておらず、その

範囲が特定されていなかった。特に、契約情報において何が秘密に該当するのかなども一義的に明らかではなかった。また、既に「準則」が整備されているが、上記の規定と目的が異なり、参照すべき規定類がまとまっておらず、わかりやすさも欠いていた。

そのため、「入札契約情報の公表及び管理に関する規程（仮称）」を新たに策定し、本規程において、これまで曖昧であった「秘密とすべき契約情報」の種類を一覧表で示し、それぞれの情報に対して「誰がどこまで取り扱えるのか」という権限を部署や役職ごとに一覧化して明確にすることとした。

さらに、発注業務の各場面における具体的な情報管理体制を以下のとおり厳格化することとし、新たなマニュアル（入札情報管理マニュアル）を策定した。

- ・設計金額の算出、審査、決定に関わる者を職位ごとに限定し、契約締結前の設計書は各部署の管理職が施錠管理することとした。また、契約締結後も業務担当者以外の社員が閲覧できないよう、アクセス制限された共有フォルダ等での適切な管理を義務付けた。
- ・予定価格等についての取扱いについては、準則に基づき行うこととし、施錠して保管することを明記した。
- ・発注担当者以外が仕様書等を確認する仕組みとして、契約手続審査委員会（審査会）や技術審査委員会（技術審査会）が存在するところ、これら委員会等において、構成員以外の出席を原則禁止し、配布資料はすべて回収・破棄、または情報セキュリティ対策が講じられたフォルダ内での閲覧に限定して施錠管理することとした。
- ・また社内においても入札参加者等が公表されるまでは、発注手続に携わる者以外に上記情報を教示、示唆又は共有してはならないことを明記した。

<実施時期（スケジュール）>

規程策定 2026年内 マニュアル策定 実施済み

(2) 内部における入札情報管理方法の明確化

本件では、発注担当ではない社員に、発注担当の社員から、金入り設計書の情報が提供されており、内部社員間で情報提供がされ、それを基に事業者へ情報提供がされることとなった。契約情報等を外部に漏らしてはならないことは十分に理解していたとしても、内部の社員から提供を求められた場合の対応について、具体的に定めた規定類は整備されておらず、対外的な秘密情報を内部においてどのように管理するか、内部での情報提供の規律も存在しなかったため、提供を依頼する側も容易に依頼することが可能であり、業務上の必要を理由に依頼された場合、依頼された側も拒絶する拠り所が不明確でもあった。

そのため、上記の「入札契約情報の公表及び管理に関する規程（仮称）」及び新たなマニュアル（入札情報管理マニュアル）においては、この点も明確にすることとした。具体的には、原則的に、秘密情報の管理を担当課、担当ラインの者に限り、それらに属さない社員への提供を禁止するとともに、例外的に業務上の必要に基づく場合は、部長等一定の立場の者がその必要性を認めて要請し、発注担当の部長の了承を得た上で行うものとするなど、一定の手続を履践しなければその提供ができないものとし、その旨を上記規程に定めることとする。

また、発注関係事務を外部へ委託する際には、契約書（特記仕様書）で「業務の遂行上知り得た情報ならびに本業務の成果品及び当社貸与の資料は、当社に許可なく外部に漏洩してはならない」と規定することで不正対策としている。

なお、発注担当者以外が仕様書等を確認する仕組みとして、技術審査委員会、契約手続審査委員会等が機能している。

<実施時期（スケジュール）>

規程策定 2026年内 マニュアル策定 実施済み

(3) 外部からの違法・不当な働きかけに対する対処

業者など外部から不当な働きかけを受けた場合の対応について、上司に報告するよう促す注意は、一般的な内容としてコンプライアンスマニュアルに一定程度記載があったものの具体的に誰に申告すべきであるか

や、その後、当社としてどのように対応するかは規則上定められていなかった。

そのため、「発注者綱紀保持規程（仮称）」を新たに策定し、これまで抽象的であった倫理行動を業務の現場に即して具体化し、事業者等による「個別発注案件に関する営業活動」や、職務の公正な執行を損なう恐れのある「不当な働きかけ」の定義を明確することとし、新たにマニュアル（発注者綱紀保持マニュアル）を策定した。具体的には特定事業者の参加・受注に関する要求や、非公表情報の漏えい要求、下請事業者の選定斡旋などを不当な働きかけとして一義的に示し、さらにこれらへの対応として、単に社員個人のモラルに頼るのではなく、組織として対応する以下の厳格な仕組みを構築した。

- ・事業者から不当な働きかけを受けた場合は明確に拒否し、その内容を速やかに書面で所属長に報告することを義務づけ、所属長は公正入札管理室（仮称）に報告することを義務づけた。同室は当該報告に対し、社員その他関係者から事情を聴取して、不当な働きかけに該当するものか判断し、該当する場合は、発注事務の適正な執行を確保するために必要な措置を講じるものとした。
- ・問題のある働きかけを受けにくい環境を作るという観点から、事業者等との応接については必要最小限にとどめることとした。また、密室での対応を避けるため、原則として受付カウンターなどのオープンな場所において、必ず「複数の社員」により対応することをルール化した。

このほか、事業者が公正な入札手続を遵守するよう、留意事項を記載した「外部事業者への注意喚起ペーパー」を作成し、ここに当社における不当な働きかけに対する取扱いの方針を明記し、入札に関する掲示資料の一部として配布するとともに、各社屋に設置された入札契約情報掲示板に掲示して周知を図ることとする。

なお、同様の談合行為が起きないように、抑止力を高める受注業者へのペナルティ強化の対策についても検討していく。

<実施時期（スケジュール）>

規程策定 2026年内 マニュアル策定 実施済み

(4) 外部事業者との接触一般に関するルールの策定

会社外部との交際については、後述する「首都高コンプライアンスマニュアル」に

- ・「一般的なビジネス慣習や社会常識の範囲内で節度をもって交際を行います」
- ・「社会の疑念や不信を招くような行為、社会常識から外れた行為をしません」

が掲げられているに留まっていた。

そのため、外部事業者との間で飲食等をするのもそれぞれの判断に委ねられ、外部事業者との懇親会等も自由に行われており、この点に関する意識や機会の有無・回数等は、社員により差異があることもうかがわれる。

民間企業においても利害関係がある者からの接待等にかかる規律が定められていることに示されるとおり、事業活動の観点でもルールの存在が求められるところであり、まして、当社が、法令上、公共発注者として位置付けられる法人でもあることからすると、事業者との関係について一定の規律は保たれるべきものである。これまで当社においては、事業者との関係は社会通念や常識に従って判断するものとして取り扱われていたが、ルールがないことは徐々に判断の緩みにもなり得ることから、入札参加（予定）者との接触に係る遵守事項として、すでに通知した内容、すなわち、不必要な接触の禁止、複数名での対応、接触の場所、記録の作成に関しては、規則化し、併せて新たにマニュアル（発注者綱紀保持マニュアル）においてもその内容を明確にすることとした。

また、当社の役員及び社員が、常に公正・公平を旨として行動するに当たり留意すべき事項を示し、もって職務に係る倫理の保持を図ることを目的とした倫理規程を策定し、この中にも、事業者との関係についての規律を盛り込むこととする。

<実施時期（スケジュール）>

規程策定 2026年内 マニュアル策定 実施済

(5) 懲戒規程の改訂

談合に関与する行為が懲戒処分の対象となることを前述のマニュアル等に記載するとともに、懲戒処分に関する規程において、これらに該当する各種行為について個別具体的に例示された定めはないことから、関与行為等を含めた入札に関する違法・不適正行為について、その行為類型を明確に例示し、それぞれの量定の目安を示すことにより入札談合等関与行為に対する抑止を図ることとする。

<実施時期（スケジュール）>

2026年8月

(6) 入札監視機能の強化

外部の有識者委員で構成される入札監視委員会において、入札参加者の応札行動をより緻密に精査して、入札談合防止の観点から有効かつ適切に審議案件が抽出できるようその方法を見直すことについて同委員会の上承を得たところである。これを受けて、本年冬に開催予定の本年度第2回委員会から新たな抽出方法による審議案件の抽出を行い、審議の充実が図られるようにすることとする。

また、現在、入札談合に関する情報等を得た場合に対応する機関として、公正入札調査委員会の設置を定める規定が存在するが（準則第128条から第132条）、2006年以降は開催されたことはなく、今後は常設の組織として公正入札管理室（仮称）を設置し、入札監視委員会の審議結果も踏まえながら、他の問題事例に関する情報収集をもとに自社での改善点の検討を行うなど、より未然の防止や早期の発見等につなげ、予防的観点から組織として総合的な抑止に向けた取り組みを強化することとする。

<実施時期（スケジュール）>

監視機能 実施済み 組織 2026年内

4 社員への研修・指導等

当社においては、従前よりコンプライアンスに関する基本的な事項をまとめ、社員がコンプライアンスに則った行動をとることをサポートする「首都高コンプライアンスマニュアル」を策定し、これを運用してきたところである。同マニュアルにおいては、例えば、

- ・「入札・契約に係る不正行為等の防止」として、公共事業の発注者として談合への関与が疑われるような言動をしないこと
- ・「適切な情報管理」として、業務上知り得た機密情報を正当な理由なく漏えいしないこと

などといった内容が定められており、当社のコンプライアンス推進体制の中で、その浸透に努めてきたところである。しかしながら本件事案を通じて、不正防止のためのコンプライアンスに係る取組みがまだまだ不十分であることが認識された。このため、新たに以下の施策を講じることを通じて、社員のコンプライアンス意識・知識・行動の浸透・啓発を図ることとする。

(1) コンプライアンス推進会議の設置

2025年度に各部局長をコンプライアンス責任者としてその責任を明確化していたが、本件事案を踏まえると、外部からの不当な働きかけがあった場合について、内部通報制度によりその対応を上司やコンプライアンス窓口在即座に報告、相談することに対する意識が希薄であり、部局長等によるコンプライアンスの浸透に向けた組織的な取組がより一層必要であると考えられた。このような問題意識から、コンプライアンス責任者等が参加する会議としてコンプライアンス推進会議（仮称）を設置し、当該会議において、コンプライアンスに関する情報や取組を共有し、推進計画を策定してその進捗管理を行い、コンプライアンスに関する意識、知識、行動のさらなる浸透を図ることとした。

<実施時期（スケジュール）>

2026年8月

(2) 社員の研修

新たに策定する規則、策定された前述の発注者綱紀保持マニュアルや入札情報管理マニュアルを周知徹底し、その浸透を図るため、これらを社内掲示板に掲出し、社員に周知するとともに、研修等においても、指導し、周知を図るようにする。

また、コンプライアンス全般に関する社内研修等において官製談合防止の意義について十分に伝えられていなかったという問題意識から、コンプライアンスマニュアルとともに社内掲示板へ掲出している「主な違反事例」に今回の事案を速やかに掲載し周知するとともに本年7月からの社員の昇格時の研修等において、本事例を含めた過去の具体的な問題事例について、その問題点の解説を含めて継続的に題材とし、指導に活用していくこととする。

<実施時期（スケジュール）>

2026年7月

(3) コンプライアンスを自分ごととして捉える取組

従来、コンプライアンス講演会の開催や全ての新規昇格者向け研修においてコンプライアンス全般の教育等を行っており、不祥事関係ニュースの全社員メール配信、コンプライアンス解説記事の社内掲示板への掲出、違反事例や事例研究を含むメールマガジン配信等を行っていたが、これらは一方的な情報提供に留まり、社員間で議論する場など主体的に参加する場を設けられていなかった。このような問題意識から、コンプライアンス意識を高め、より一層社員が自分ごととして受け止められるようにするため、本年7月の体制変更に合わせ、新たに会社としてコンプライアンスに係る宣言を行い、全社員に宣誓を義務付けるとともに、同月以降、職場ごとに、実際に発生した違反事例を題材としてコンプライアンスミーティングを実施することとする等、全社的に社員自らがコンプライアンスについて考え、主体的に発言する機会を設定する。

<実施時期（スケジュール）>

2026年7月（会社としての宣言は2026年6月）

(4) コンプライアンス監査の導入

今回の改善措置・再発防止策をはじめとするコンプライアンス施策の取組み状況について、当社の監査部門において定期的に監査を実施する。

<実施時期（スケジュール）>

2026年度内

5 再就職に関する見直し

これまで、再就職に関する規制の対象は、役員及び部局長以上の幹部社員であり、それ以外の社員に対する規制はなく、また、会社としてこれらの社員に関する再就職の状況は把握、管理していなかった。

本件事案で、社員 H に対して入札情報の提供を求める連絡をした当社退職者の I 氏は、退職時の役職が担当部長級であり、現行の規制の対象外であった。

今般の事案を踏まえると、再就職に関しては、当社に在籍中、発注や契約において一定の権限や影響力を有する社員を対象にしておくことが相当と考えられることから、コンプライアンス委員会の審議を経て、再就職規制の対象を「役員及び部局長以上の社員」から「役員及び幹部社員」（総括課長級以上）へと拡大することとした。

これにより、規制対象となる役職に在籍する人数は、旧制度における 32 人から、新制度では 250 人（2026 年 4 月 1 日時点）に増加し、対象となる退職者の全社員に占める割合も、旧制度では 3%程度であるが、新制度では、その約 7 倍の 20%程度に増加することとなる。

併せて、潜在的な受注企業への不透明な接触防止と会社の信頼性確保のため、規制対象企業を競争参加有資格企業等へ拡大するとともに、資格停止等の措置を受けた企業への再就職を措置期間中及び終了後 6 か月間自粛するルールを新設する。

さらに、これら見直し後の新たな再就職（規制）ルールの運用について、第三者がチェックする仕組みを構築する。

<実施時期（スケジュール）>

2026年6月中

6 その他継続的に行う措置

以下の各措置は、これまでも実施してきたものであるが、今後も継続的に取り組むこととする。

(1) 定期的なジョブローテーションの実施

発注担当社員が長期間同一の部署に配置されることを避けるようにする人事上の配慮を行っている。

具体的には、原則として同一部署への配置は最長3～4年程度とするよう人事異動を行っており、今後ともこのような運用を継続する。

また、グループガバナンスの強化の一環として、各グループ会社においても同様の取り組みを進めるよう促していく。

(2) 発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分掌

発注担当部課室と契約担当部課室については、各担当部署と経理部門に組織と所掌を分けている。

(3) コンプライアンス担当部課室の設置

2025年7月より総務室を総務・コンプライアンス推進室に改組し、人員を増強しており、社内のコンプライアンスの一層の推進を図るべく体制強化を行っている。

第4 有識者委員会による提言とこれを踏まえた取り組み

1 有識者委員会による提言

前記のとおり、当社は、2026年4月24日、外部の公正かつ中立的な専門家により構成する「道路清掃談合事案に係る再発防止対策有識者委員会」を設置し、事実関係の調査及び再発防止策の客観性、公正性を担保す

るため、同委員会には、本調査及び検討に対して助言等をいただくほか、併せて、本件事案を踏まえた今後の再発防止等にかかる首都高速道路株式会社業務の在り方につき、提言をいただくよう求めた。

その結果、有識者委員会からは、本調査期間の同年6月19日、別添のとおり、「入札談合等関与行為に係る調査を踏まえた首都高速道路株式会社に対する提言」を受けた。

同提言の要旨は、民営化目的や民営化当時の課題（同提言「1 民営化と談合防止」）及び民営化当時の不正行為防止策（同提言「2 民営化当時の首都高の入札・契約制度における不正行為の防止策」）を踏まえ、当社における道路清掃業務の取扱いやその問題点等に言及した上で（同提言「3 維持管理業務における道路清掃業務の位置づけ」「4 道路清掃業務の特性に関する同社の認識」及び「5 道路清掃業務の取扱いにおける問題点」）、当社に対し、以下のことが提言された。

(1) 道路清掃業務の発注方法に関する抜本的な改革

道路清掃業務に関し、長年固定化した受注が定着していたところ、独占禁止法違反及び入札談合等関与行為が認定されていることを踏まえ、現状の環境を払拭すべく、発注方法の抜本的見直しを行うこと

(2) 維持管理業務その他発注業務全体の在り方の見直し

- ・道路清掃業務のみならず、発注業務全般について、「枢要性」のある業務の選別等を行い、方針を明確化するとともに、それにふさわしい発注方法の検討をし、見直しを行うこと
- ・道路清掃業務以外の発注で、道路清掃業務と同様の問題がないかなど、競争性を確保・向上する努力が不十分な発注がないかを検証し、見直すこと
- ・見直しに当たり、法令の趣旨を踏まえるとともに、実情に照らし、柔軟かつ積極的に改善すること
- ・当社や官公庁の出身者のみならず、外部の知見を取り入れ、活用すべきこと

(3) 中長期的な持続性を踏まえた検討の推進

- ・人口減少に伴う環境の変化など、今後の社会情勢の変化を踏まえる必要があり、諸情勢の変化に対応して遅れることなく取り扱いを変更していくことなど、積極的に行われるべきこと
- ・担い手三法⁴の改正などの政府の取組等も踏まえ、実質的な市場性、競争性を確認の上で、透明性のある契約方式を行うことを含めた検討をすること
- ・より深刻な人手不足に先んじた自動化の促進など、人手への依存の低減や安全性向上の取組を具体的かつ積極的に推進すること

(4) ガバナンスの強化

- ・役員において、責任を持って意思決定をし、それを実行すべく、社員との間で積極的なコミュニケーションを取り、意思決定の意味や目的を伝え、その目的を共有して社員が取り組むことができるよう、リーダーシップを発揮すること
- ・発注の在り方の見直しは定期的、継続的に行われるべきところ、これを実質的改善にするため、役員の役割の重要性を自覚すること
- ・前記(1)から(3)の遂行及びコンプライアンスにかかる担当役員を明確に定め、その責任の所在を明らかにすること

2 提言を踏まえた当社の取組み

有識者委員会の提言では、当社が民営化により発足した当時から、不正行為防止策が課題であったこと、当社が「競争性」、「透明性」の要請を受けるものであることなど、民営化以降の経緯や当社がこれまでに求められてきた課題・要請等を踏まえた上で、今般問題となった道路清掃業務において、当社の姿勢として、固定化の状況を漫然とそのままとし、競争性や透明性の観点を欠いていたことが指摘されている。また、取締役会決議で道路清掃業務の内製化の方針が決められていながら、実行が伴っていないことなどに関し、役員のリーダーシップの不十分さなど、ガバナンス上の課題も指摘されたところである。

⁴ 建設業法、入札契約適正化法、品確法の3つの法律の総称

提言においては、個別の事項にとどまらず、当社の業務の在り方全般に関し、いずれも極めて重要な指摘と提言をいただいたものと認識する。

提言において求められた事項は、今後早急に取り組むべき発注方法の抜本的改善の他、他の発注業務や組織運営の在り方等にも関わるものであり、今後、早急に着手すべきものについては直ちに検討し、実行するとともに、提言全般に関し、着実に取り組み、実行することとした。

そして、再発防止を着実にいき、特に提言にある事項に取り組む上では、本質的な改革をする必要があり、当社内部の発想にとらわれた判断にならないよう、今般の有識者により構成される委員会に、引き続き監督的関与をいただくことが望ましいと判断した。そのため、6月19日付で提言をいただいた有識者委員会に対し、当社が実効性のある再発防止を行うとともに、提言にある各事項について積極的に取り組むため、その実施状況について監督を受け、その実行方針等に関し、引き続き指導・助言をいただくこととすべく、同委員会に協力を求め、6月22日、その了承を得た。

今後、直ちに着手・実行しなければならない次の課題には、早急に取り組むこととし、特にこれらの取組みについて、有識者委員会に重点的に指導・助言を受けることとする。

(1) 入札契約方式・入札参加要件等の見直し

本件道路清掃業務については、公正取引委員会により、「5社は、かねてから、特定道路清掃業務に関する入札価格等について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成29年5月22日以降、特定道路清掃業務について受注機会の確保を図るため」合意をし、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたものとして、独占禁止法違反に該当するものと認定されている。有識者委員会からの提言においても、「道路清掃業務の発注方法に関する抜本的な改革」は、第一番目の課題とされた。

本件の再発防止の一環として、当該業務の発注の在り方を見直すことは最優先課題である。有識者委員会の提言で指摘されているとおり、従前の発注方式との連続性を絶たなければ、長年固定し、違法行為が生じた環境を変えることはできないことを十分に認識し、提言で指摘された

工区区分、契約期間、他の工種との一体化、緊急とそれ以外の区分、子会社の関与と子会社からの発注方法等について、実務的な課題を整理しつつ見直しをし、入札契約方式及び入札参加要件の両面から、これらの抜本的な見直しを行うこととする。

(2) 道路清掃業務以外の発注業務に関する見直し

有識者委員会からの提言において、「本件の道路清掃業務と同様の問題が生じていないか、発注者として受注者を固定させるような事態を促進することとなっていないか、他の発注業務に関しても競争性を確保・向上する努力が不十分な発注がないかを検証」することも提言として示された。

提言では、「競争性や透明性」という観点からの問題意識を欠き、むしろ受注者を固定化させる発想が見受けられる旨の指摘がされており、道路清掃業務の発注の在り方に関する抜本的見直しに留まらず、他の発注業務にあっても、本来なすべき競争性や透明性の確保に対する努力が不足していないかどうかを検証する必要がある。

そのため、他の一般競争発注案件を対象として入札要件を点検し、競争性の確保に関し検証し、必要な見直しを行うこととする。

第5 結語

今般発覚した事態は、国民や利用者の方々の信頼を損ない、当社の果たすべき使命に反するものであり、当社は、再発防止を着実にを行い、背景的要因に対しても目を向け、発注業務の価格の適正、公正が保たれるよう、コストの合理化、適正化の観点から、継続的に努力する必要がある。提言において、「今回のような入札談合等関与行為の防止にとどまらず、会社としてのガバナンスや組織運営の観点からも、首都高の事業の目的や首都高に対する社会的要請を踏まえた改善がされることを期待し、提言する。」とされているとおり、再発防止にとどまらず、国民及び利用者のための首都高速道路におけるサービスの提供という公共性の

高い事業を、より満足度を高め、安定的に行うことができるよう、改めて全社を挙げて取り組む所存である。

道路清掃談合事案に係る再発防止対策有識者委員会

1. 委員名簿

委員長 林 眞琴 弁護士
 委員 加毛 修 弁護士
 委員 高野 伸栄 北海道大学名誉教授

2. 開催実績

| 日付 | 会議名 | 主なテーマ |
|-------|--------|--|
| 4月24日 | 合同会議 ※ | 事案の概要 調査方針 再発防止対策の検討 |
| 5月1日 | 有識者委員会 | 課題・問題点の整理・抽出 |
| 5月8日 | 〃 | 会社及びグループ会社の運用 |
| 5月15日 | 〃 | 入札契約制度と運用 |
| 5月20日 | 〃 | 入札情報管理 |
| 5月21日 | 〃 | 入札契約制度と運用 |
| 5月22日 | 〃 | 入札契約制度と運用 |
| 5月25日 | 〃 | 代表取締役社長ヒアリング 入札契約制度と運用 |
| 6月2日 | 〃 | 調査の実施状況 再発防止対策の検討状況 |
| 6月4日 | 合同会議 | 調査の実施状況 再発防止対策の検討状況 |
| 6月10日 | 有識者委員会 | 入札契約制度と運用 再発防止策の検討状況 WTO 政府調達協定の適用 |
| 6月12日 | 合同会議 | 調査報告書に関わる審議 提言主旨説明 |
| 6月22日 | 合同会議 | 調査・改善措置報告書(案) |

※合同会議・・・有識者委員会と、首都高速道路株式会社「道路清掃談合事案に係る再発防止対策本部会議」との合同開催

調査担当弁護士（道路清掃談合事案に係る再発防止対策本部）

柳原 克哉弁護士、古宮 久枝弁護士、岩月 泰頼弁護士
 安倍 匠麻弁護士、勝俣 安登武弁護士、加藤 潤也弁護士、山中 翔弁護士

| 業務の流れ | 内容 |
|-----------------------|--|
| ①施行決裁 | 発注内容の決定、設計(積算)書の作成 |
| ↓ | |
| ②技術審査会 (資格の決定) | 掲示資料等に記載の技術的事項を審議 (発注方式、参加資格要件等) |
| ↓ | |
| ③契約手続審査会 (資格の決定) | 技術審査会の審査結果を踏まえ、 発注内容(掲示資料等)を決定 |
| ↓ | |
| ④発注決裁 決裁後、掲示(募集)開始 | 上記審議済みの資料(内容)により、 公募手続(HPに掲示)していか伺う |
| ↓ | |
| ⑤参加表明(受付)開始 | 参加表明書及び技術資料を受け取り、発注課へ渡す |
| ↓ | |
| ⑥試験の実施 | 知識試験及び技能試験を実施 ※上記2種は別日に実施している |
| ↓ | |
| ⑦技術審査会 (資格の確認) | 申請者に関する参加要件の審査、また技術評価点の確定 |
| ↓ | |
| ⑧契約手続審査会 (資格の確認) | 技術審査会の審査結果を踏まえ、参加資格の有無を決定 |
| ↓ | |
| ⑨申請者へ参加資格等について通知 | 上記審議結果に基づき、 試験の結果及び競争参加資格の有無について通知 |
| ↓ | |
| ⑩入札 | 電子入札システムにより 入札を執行し、その結果を通知 |
| ↓ | |
| ⑪契約締結決裁 | 落札者と契約を締結していか伺う |